国保のしおり

被保険者数　３７，８５１人
世　帯　数　２７，４３７世帯
（令和８年４月１日現在）

八戸市 市民環境部 国保年金課（令和８年７月発行）

国保（国民健康保険）のしくみ

国保は、都道府県及び市町村が保険者となって運営する公的な医療保険制度です。
病気やケガをしたときに安心して医療機関等で診療を受けることができるよう、加入者（被保険者）が日ごろから収入に応じて保険税を納め合い、お互いに助け合う制度です。
保険税と国などからの交付金が財源です。

国保に加入する方

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している方、後期高齢者医療制度の対象となる方、生活保護を受けている方以外のすべての方が国保の加入者となります。

令和８年度から保険税の仕組みが変わります。
詳しくは４ページをご覧ください。

このような方が国保に加入します。



- お店などを経営している自営業の方
- 農業･漁業などに従事している方
- 退職等により職場の健康保険などを脱退した方とその家族
- パート･アルバイトなどで、職場の健康保険に加入していない方
- 外国籍で、職場の健康保険などに加入せず、3か月を超えて日本に滞在する方

医療機関等を受診するとき

「マイナ保険証」（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）または**「資格確認書」**（マイナ保険証をお持ちでない方に交付します）の提示により、一定の負担割合で受診することができます。

医療費の自己負担割合

対象者		自己負担割合
小学校就学前の方		２割
小学校就学後から69歳の方		３割
70歳から74歳の方 **※高齢受給者**に該当します。		**所得に応じて2割または3割（現役並み所得者）** ※自己負担割合は前年の所得に応じて、毎年8月に見直しされます。
	８月から翌年６月までに**70 歳に達する方**	70 歳の誕生日の翌月から高齢受給者の適用になります(ただし、各月１日生まれの方は誕生月から適用)。対象の方には適用月の前月末までに、負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」（マイナ保険証の方）、もしくは「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方）を送付します。
	８月から翌年７月までに**75歳に達する方**	75 歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するため「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」の有効期限は誕生日の前日までです。

「マイナ保険証」と「資格確認書」の有効期限

対象者		有効期限
マイナ保険証の方		**マイナ保険証には有効期限はありません。** （マイナンバーカード自体等の有効期限がある場合は除く）
資格確認書の方		有効期限は年齢に応じて以下のとおりとなります。
	1.翌年7月までに75歳になる方	誕生日の前日
	2.翌年6月までに70歳になる方	誕生月の月末（１日誕生日の方は誕生月の前月末）
	3.1・2以外の方	令和９年７月31日

医療費が高額になったとき

◆ 高額療養費

同一月内に支払った医療費の自己負担額が、所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。

※計算の対象となるのは、70歳以上の方は全ての医療費、70歳未満の方は同じ医療機関（入院・外来・歯科は別々）で21,000円以上の医療費です（薬代は、処方箋を出した病院と合算）。

※高額療養費の支給予定額が1,000円以上の世帯には、申請のご案内を郵送します。
なお、申請には医療機関等発行の領収書が必要になります（領収書は、確認後返却します）。

◆ 現物給付（限度額適用（・標準負担額減額）認定証）

「マイナ受付」ができる医療機関等では、窓口での支払いを自己負担限度額内に抑えることができます。ただし、国民健康保険税に滞納がある場合には、医療機関等で自己負担限度額の確認ができない場合がありますので、限度額適用（・標準負担額減額）認定証の申請が必要となります。

✧ 入院時の食事代（標準負担額）

入院時の食事代は、医療費とは別に定額の自己負担があります。

※住民税非課税世帯の方で、直近12か月の入院日数が91日以上の場合は、手続きをすると入院時の1食あたりの食事代が減額となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※65歳以上の方が療養病床に入院したときは、所得に応じた食事代と居住費の支払いが必要です。

◆ 高額療養費（外来年間合算）

基準日（毎年7月31日）時点で2割負担の70歳以上の被保険者のうち、1年間（毎年8月から翌年7月）に支払った外来診療の自己負担額の合計が、144,000円を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。支給の対象となる世帯には申請のご案内を郵送します。

◆ 高額医療・高額介護合算療養費

1年間（毎年8月から翌年7月）に支払った世帯内の国保加入の方の医療費と介護保険サービス費の自己負担額の合計が、所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。支給の対象となる世帯には申請のご案内を郵送します。

※支給予定額が500円以下の場合は、支給されません。



申請手続きに必要なものはこちらです

- 高額療養費
 本人確認書類、領収書、世帯主名義の預金通帳、マイナンバー
- 限度額適用(・標準負担額減額)認定証
 本人確認書類、マイナンバー

その他の給付

- 療養費
- 移送費
- 海外療養費　など

詳しくはこちら

- 妊産婦10割給付
- 出産育児一時金
- 葬祭費

詳しくはこちら

● 第三者行為による病気やケガ

交通事故をはじめ、第三者の行為によって負傷した場合にも、国保を使用して治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が全額支払うものですが、自己負担分を除いた額について、一時的に国保が立替払いをして、あとから国保が加害者に費用の請求をします。国保を使用するためには届出が必要ですので、示談の前に必ず国保年金課に連絡をしてください。

● 一部負担金の支払いの減免・徴収猶予

災害や失業・病気などにより生活が著しく困難となった場合、事前の申請により一部負担金（医療機関で支払う医療費の自己負担額）について、一定の期間減免または徴収猶予される場合があります。詳細はお問合せください。

国保が使えないとき

病気とみなされないもの	
● 健康診断・人間ドック・予防注射 ● 正常な妊娠・出産 ● 経済上の理由による妊娠中絶	● 美容整形・歯列矯正 ● 軽度のシミ・アザ・わきがなど

ほかの保険が使えるもの	保険給付が制限されるもの
● 業務上（仕事や通勤中）の病気やケガ →労災保険の対象になります ● 以前勤めていた職場の保険が使えるとき	● けんか、泥酔などによるケガや病気 ● 故意の事故や犯罪によるケガや病気 ● 医師や国保の指示に従わなかったとき

特定健診・国保人間ドックのご案内

不適切な生活習慣の積み重ねにより発症する「生活習慣病」の患者数が増加しています！
年に一度健診を受け、ご自身の健康状態を確認しましょう。

・未受診の方へ勧奨ハガキを送る場合がありますが、**ハガキがなくても受診できます。**
・受診券は発行しておりませんので、ご希望の健診機関へ直接お申し込みください。

健診種類	＼ 基本的な健診を受けたい方はこちら ／ **国保特定健診**	＼ 30歳代の方・充実した内容を希望する方はこちら ／ **国保ドック**
対象年齢	40歳～74歳	30歳～74歳
自己負担	無 料	●39歳以下：6,000円 ●40～69歳：3,000円 （ただし、市民税非課税世帯の方は無料） ●70歳以上：無料
健診場所	●八戸市総合健診センター （TEL:0178-70-5563） ●受託医療機関	八戸市総合健診センター （TEL:0178-70-5563）

定期的に通院中の方も受診しましょう。



✿健診結果は健診機関と保険者(市)で共有し、生活習慣病の発症・重症化するリスクが高い方へ、健診受診月の4か月後に八戸市の看護師・栄養士が訪問等を実施する場合があります。
【対象者】 1.精密検査を受けていない方　2.生活習慣の改善が必要な方
3.特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）該当者のうち、利用していない方

健診について詳しくはわが家の健康カレンダーまたは市ホームページをご覧ください⇒

注意事項

1. 受診の際には、必ずマイナ保険証または資格確認書をお持ちください。
2. ①健診センターでの特定健診 ②受託医療機関での特定健診 ③国保人間ドック のいずれか1つを、**年度内（4月～翌年3月）に1回限り**受診できます。年度内に複数受診すると、2回目以降は全額自己負担となります。
3. 他保険に加入予定の方は、加入予定日の前に受診するか、加入後に新しい保険で受診してください。
受診後に国保の資格を喪失していたことが判明した場合、全額返納（約 11,000 円）**していただきます。**

ジェネリック医薬品やバイオシミラーを活用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効主成分をもつ低価格な薬です。バイオシミラーは、先行バイオ医薬品と同等、同質の品質、安全性、有効性をもつ薬で、先行バイオ医薬品より価格が抑えられています。
ご使用を希望する際は、医師・薬剤師にご相談ください。

令和８年４月から
「子ども・子育て支援金制度」が始まりました



「子ども・子育て支援金制度」とは、社会連携の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携の仕組みです。

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めるという考えのもと、特定の世代や経済主体に限定されることなく、社会全体でそれぞれが加入している医療保険の保険料とあわせて負担する仕組みです。

徴収された支援金は、国に「子ども・子育て支援納付金」として納付され、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、育児時短就業給付などの施策に充てられます。

詳しくは同封のこども家庭庁のリーフレットをご確認ください。

～保険税の区分に「子ども・子育て支援金分」が創設されます～

「子ども・子育て支援金制度」が始まったことに伴い、保険税の区分にも「子ども・子育て支援金分」が新設されます。

令和８年度の保険税は、保険給付費用の一部などに当たる「基礎分」、後期高齢者支援金等の納付費用に当たる「後期高齢者支援金分」、介護納付金の納付費用に当たる「介護分」、新たに加わった「子ども・子育て支援金分」の４区分で、それぞれ、所得に応じた所得割額、人数に応じた均等割額及び世帯に対する平等割額の三方式（「子ども・子育て支援金分」については18歳以上被保険者均等割額を加えた四方式）で算定します。

「子ども・子育て支援金分」の新設による負担の増加を抑えるため、基礎分で調整を行っています。

～令和８年度の国保税率と課税限度額～

世帯ごとの納付額は、年度（４月～翌年３月）ごとに、国保加入者などの状況と前年中（１月～12月）の所得を基に決定します。それらをまとめて納税義務者である世帯主に納めていただきます。

令和８年度税率（あん分率）		基礎分	後期高齢者支援金分	介護分（40歳以上65歳未満の方）	子ども・子育て支援金分
所得割額	加入者ごとに	課税標準額※1 ×~~8.0%~~ ⇒７.７%	課税標準額※1 ×２.４%	課税標準額※1 ×２.３%	課税標準額※1 ×０.３%
均等割額	加入者１人につき	~~23,000円~~⇒２１,６４０円	７,０００円	８,０００円	１,３００円※2
平等割額	１世帯につき	~~25,000円~~⇒２４,１６０円	８,０００円	９,０００円	８４０円
18均等割額※3	18歳以上１人につき	―――	―――	―――	６０円
課税限度額（世帯ごとの上限額）		~~66万円~~ ⇒ ６７万円	２６万円	１７万円	３万円

※１ 課税標準額とは ： 前年１月～12月の所得金額の合計 － 基礎控除額

（課税標準額の計算結果がマイナスの場合の課税標準額は０円です）

所得金額の合計（総所得金額等）とは

事業所得(営業等･農業)、給与所得、雑所得(公的年金等)、不動産所得、利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、分離課税の土地建物等譲渡所得(特別控除後)･株式等譲渡所得･上場株式等配当所得　などの合計

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	基礎控除なし

○保険税の課税標準額の算出には、各種所得控除（配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）は適用されません。

※２ 子ども・子育て支援金分「均等割額」
：「18歳に達する日以後の最初の３月31日以前の子ども」については10割軽減措置を適用。

※３ 18均等割額：「18歳以上被保険者均等割額」の略（以下同じ）。

≪　世帯ごとの計算例　≫

例）夫(42歳)の前年給与収入350万円(給与所得控除後の額：237万円)
　　妻(38歳)の前年給与収入160万円(給与所得控除後の額：95万円)
　　子ども（15歳）　　の３人家族の場合

【所得割額の課税標準額】

・夫：2,370,000円－【基礎控除】430,000円＝　1,940,000円 ・妻：　950,000円－【基礎控除】430,000円＝　520,000円	合計：2,460,000円

基礎分	所得割額	2,460,000円×　7.7/100　＝189,420円	計：278,500円 （100円未満切捨て）
	均等割額	21,640円×　３人　＝　64,920円	
	平等割額	24,160円×　１世帯　＝　24,160円	
後期高齢者支援金分	所得割額	2,460,000円×　2.4/100　＝　59,040円	計：　88,000円 （100円未満切捨て）
	均等割額	7,000円×　３人　＝　21,000円	
	平等割額	8,000円×　１世帯　＝　8,000円	
介護分 （夫のみ対象）	所得割額	1,940,000円×　2.3/100　＝　44,620円	計：　61,600円 （100円未満切捨て）
	均等割額	8,000円×　１人　＝　8,000円	
	平等割額	9,000円×　１世帯　＝　9,000円	
子ども・子育て支援金分	所得割額	2,460,000円×　0.3/100　＝　7,380円	計：10,900円 （100円未満切捨て）
	均等割額	1,300円×　２人(注)　＝　2,600円	
	平等割額	840円×　１世帯　＝　840円	
（子は対象外）	18均等割額	60円×　２人　＝　120円	
合　計　（年 税 額）			439,000円

(注)子ども・子育て支援金分「均等割額」は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子ども」については、10割軽減措置が適用となるため、子どもを除く２人で計算。

年度の途中で40歳、65歳、75歳となる方へ

40歳になる方	40歳の誕生月（1日生まれの方は前月）分から介護分が該当しますが、年度当初の保険税額には計算されておりません。**40歳到達後に、介護分を反映した税額変更通知書を改めてお送りします。**
65歳になる方	年度当初の保険税額に65歳に到達する月の前月分までの介護分が計算されています。
75歳になる方	75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入します。国保から脱退するため年度当初の保険税額はあらかじめ誕生日の前月分までが計算されています。（後期高齢者医療の保険料は別途通知されます。）

税の申告をお願いします

保険税は、税の申告内容（前年の1月～12月までの所得）に基づき計算します。また、保険税の軽減には、世帯主、国保加入者全員および特定同一世帯所属者（7ページ【注】参照）の所得の申告が必要です。所得がなかった方は税務署で行う確定申告は不要ですが、住民税の申告をお願いします。

社会保険等に加入した方へ

職場の健康保険（社会保険や健康保険組合など）に加入した場合は、国民健康保険の脱退（資格喪失）手続きが必要です。（自動的に脱退手続きは行われません。）保険税と社会保険料の二重払いになったり、保険税の督促状が届いたりしますので、忘れずに脱退手続きをお願いします。

保険税納付のご相談

やむを得ない事情により保険税を納められない場合には、分割納付、一定期間の納税の猶予、または収入状況などの調査の結果により減免される場合もありますので収納課へご相談ください。

保険税の納付についてのご相談は
収納課（別館３階）
電話　43-9173・43-9174・43-9175 へ
ご連絡ください。



保険税の納め方は「普通徴収」「特別徴収」の２種類です

【ア】普通徴収（納付書払い又は口座振替）

八戸市の普通徴収の納期は７月から翌年２月の８期となっています。金融機関などの窓口で納付書を使って保険税を納めます。

保険税の納入通知書は、毎年７月上旬に発送します。その後、国保加入者の資格や所得情報などに変更があった場合には、その翌月 20 日頃に納入通知書を発送します。

普通徴収の納期限が土日祝日や閉庁日に重なる場合は、その翌平日が納期限になります。

【R8年度の納期】

納付月	４月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	―	―	―	１期 (7/31)	2期 (8/31)	３期 (9/30)	4期 (11/2)	５期 (11/30)	6期 (12/28)	7期 (2/1)	8期 (3/1)	―

～　保険税の納付は便利な口座振替で　～

口座振替をお申し込みいただくと、納付書払い（普通徴収）の分について、ご指定の口座から各納期の納期限の日に（又は全額を第１期の納期限の日に）自動引落になります。

納付のために金融機関等へ出掛ける必要がなく、納め忘れもない便利な口座振替にしましょう。

申込方法	納入通知書・預貯金通帳・通帳の届出印をお持ちの上、市内の金融機関・全国のゆうちょ銀行でお申し込みください。申込用紙は市内金融機関・市内のゆうちょ銀行に備え付けてあります。 〔注〕保険税は世帯主に課税されます。申込用紙の納入義務者欄には世帯主のお名前をご記入ください。
口座振替の開始	ゆうちょ銀行：翌月の納期分から振替 その他金融機関：10日までの申込分：当月の納期分から振替 その他金融機関：11日以降の申込分：翌月の納期分から振替 振替日は各納期の納期限日です。全期一括振替の場合は第１期の納期限日に全額振替されます。
口座振替の結果	保険税の振替結果は、毎年１月中旬郵送の「口座振替済通知書」でお知らせします。 その内容は主に確定申告の際の参考としていただくことを想定し、前年１月から12月までの振替分となっています。（第１期（７月）から第８期（翌年２月）までの振替分ではありません。）

【イ】特別徴収（年金からの天引き）

次の**全てに当てはまる場合に、世帯の保険税は世帯主の年金から天引きされる「特別徴収」となります。**

世帯主が65歳以上74歳以下の年金受給者かつ国保加入者で、世帯の国保加入者全員が65歳以上の場合は特別徴収が基本的な納め方です。

ただし、**世帯主が75歳になり後期高齢者医療制度に移行する年度は、特別徴収を行わずに普通徴収（納付書払い又は口座振替）**となります。

(1) 世帯主が国保加入者
(2) 世帯主の年金額が年額18万円以上
(3) 世帯主の介護保険料と保険税の合計額が、特別徴収の対象とする年金の給付額の２分の１以内
(4) 世帯の国保加入者全員が65歳以上

✧　特別徴収のしかた

４、６、８月の特別徴収額（仮徴収分）は、前年の所得額が未確定のため、暫定の税額として前年度２月の年金天引き額と同額を徴収します。その後７月に今年度の年税額を決定し、年税額から仮徴収分を差し引いた金額を、10、12、翌年２月に特別徴収額（本徴収分）として徴収します。（条件に当てはまらない場合には、年度途中から普通徴収となる場合もあります。）４、６、８月に特別徴収が開始となる方には、事前に国民健康保険税仮徴収額決定通知書をお送りします。

納付月	４月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	年金天引 (仮徴収)	―	年金天引 (仮徴収)	―	年金天引 (仮徴収)	―	年金天引 (本徴収)	―	年金天引 (本徴収)	―	年金天引 (本徴収)	―

✧　特別徴収対象の方でも年間8期又は全期一括納付の口座振替で納付することができます。希望する場合は手続きが必要です。

手続き方法	預貯金通帳・通帳の届出印をお持ちの上、国保年金課10番窓口へお越しください。
注意事項	・これまで口座振替を利用している方でも特別徴収が優先されますので必ず手続きが必要です。 ・特別徴収が停止されるのは、口座振替の手続き後、おおむね２～３か月後になります。 ・保険税の口座振替登録が初めての方は、国保年金課10番窓口での手続きの後、収納課で口座登録も必要です。 ・保険税の滞納がある方はこの手続きはできません。また、口座振替への変更後に滞納が生じた場合は、再度特別徴収になります。

保険税の軽減制度を紹介します

1 低所得世帯の保険税の軽減（均等割額・平等割額・18均等割額の減額）

賦課期日（４月１日）（賦課期日後に国保世帯になった場合などは、その時点）において、世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者【注】の前年所得（※①）の合計額が一定基準以下であれば、該当する基準に応じて均等割額、平等割額、18均等割額が減額されます。(表参照)

手続きは必要ありませんが、**無申告者がいるなど、所得不明者がいる世帯では軽減が適用されませんので、所得がない方でも必ず申告しましょう。**

令和８年度の基準	軽減割合
43万円＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下	７割
43万円＋{10万円×(給与所得者等の数－1)} ＋(31万円×国保加入者と特定同一世帯所属者の合算数)以下	５割
43万円＋{10万円×(給与所得者等の数－1)} ＋(57万円×国保加入者と特定同一世帯所属者の合算数)以下	２割

※① 前年所得について、所得割額の対象となる課税標準額と異なります。
- 基礎控除の適用はありません。
- 事業所得などの青色専従者給与又は事業専従者控除の適用はありません。
- 分離課税の譲渡所得に係る特別控除の適用はありません。
- 所得割額の計算上例外的に認められていない雑損失の繰越控除は適用されます。
- 65歳以上の方（賦課期日の属する年の１月１日時点）の公的年金等に係る雑所得については、公的年金等控除の適用後さらに15万円を控除した金額で計算します。

2 社会保険等の被扶養者だった方の保険税の減免【手続き不要】

社会保険等（社会保険・健康保険組合・共済組合などをいい、国保組合は除きます。）の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者でなくなって国保に加入することとなった65歳以上の方を「**旧被扶養者**」といいます。旧被扶養者に係る保険税は、次のとおり減免されます。

- 所得割額：全額免除
- 均等割額及び18均等割額：資格取得日から２年間、半額になるよう減免（※②）
- 平等割額：旧被扶養者のみの国保世帯に限り、資格取得日から２年間、半額になるよう減免（※②）

※②通常の額の半額となるよう減免されます。２割軽減世帯の場合、２割軽減と合わせて５割減免となります。７割軽減・５割軽減世帯の方は既に通常の額の半額以下となっているため旧被扶養者の減免は対象外です。

3 未就学児の均等割額の５割軽減【手続き不要】

令和４年度分から、未就学児の均等割額が５割減額されています。低所得世帯軽減（７割・５割・２割）が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額がさらに５割減額されています。

4 産前産後期間の保険税の軽減【手続き必要】

令和５年11月１日以降に出産する被保険者の出産予定日又は出産日の属する月の前月から４か月間（多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日の属する月の３か月前から６か月間）の所得割額・均等割額・18均等割額が軽減されます。（対象となる「出産」は妊娠85日以降の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶含む)及び早産も対象となります。）出産予定日の６か月前から届出できます。また、出産後の届出も可能です。

手続き	**手続きが必要です。**必要書類をお持ちの上、10番窓口(国保年金課)、南郷事務所、各市民サービスセンターのいずれかへお越しください。(代理人可) 必要書類　出産前：出産予定日や単胎・多胎妊娠の別を確認できる書類（母子健康手帳など） 出産後：母子の親子関係を明らかにする書類（出生届出済証明を受けた母子健康手帳など）

5 非自発的失業者の保険税の軽減【手続き必要】

倒産・解雇・雇い止めなど事業所都合や、やむを得ない自己都合等により離職された方（非自発的失業者）の保険税が軽減される制度があります。

対象者	離職時点で65歳未満で、「**雇用保険受給資格者証等**(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知)」の離職理由が「11，12，21，22，23，31，32，33，34」の方。(特定受給資格者又は特定理由離職者) 雇用保険特例受給資格者証等（特と記載）　又は　雇用保険高年齢受給資格者証等（高と記載）　は対象外です。
対象期間	雇用保険受給資格者証等の離職年月日の翌日からその翌年度の末日まで。
制度の内容	・保険税計算の基礎となる前年所得のうち、対象者の給与所得を30/100の額とみなして保険税を計算します。 ・離職年月日の翌日の属する月以降に係る保険税の計算に適用します。 ・対象者の属する世帯の医療費の自己負担限度額が引き下がる場合もあります。
手続き	**手続きが必要です。対象者の雇用保険受給資格者証等**をお持ちの上、10番窓口（国保年金課）、南郷事務所、各市民サービスセンターのいずれかへお越しください。(代理人可) なお、**国保加入又は雇用保険受給資格者証等の交付を受けた都度手続きが必要です。**

【注】国保から後期高齢者医療制度に移行して引き続きその国保世帯に属する方を「特定同一世帯所属者」といい、その方の他に国保加入者が１人のみの世帯のうち、その移行した方の移行した月からの経過年数に応じて、５年経過する月までの世帯を「特定世帯」、６年目以降８年経過する月までの世帯を「特定継続世帯」といいます。それぞれの世帯の平等割額（介護分を除く。）は、特定世帯は通常の額の1/2、特定継続世帯は通常の3/4の額となります。なお、世帯主が変わるなどの異動により適用されなくなる場合があります。

よくある質問

質問１　後期高齢者支援金分とは何ですか

回答１　平成20年度の後期高齢者医療制度の開始に伴って、それまで国保税の「基礎分」の中で負担してきた老人保健拠出金に相当する分として分けられたのが、後期高齢者支援金分です。
　これは、後期高齢者医療保険に加入されている方の医療費の一部を負担するために、国保に加入されている方全員に負担していただく保険税です。

質問２　昨年よりも保険税額が高くなりましたがなぜですか

回答２　主に次の場合などに保険税額が上がります。（その他の理由の場合もあります）
○国保加入者の前年所得が増えた。（所得割額が増えます。４ページ参照）
○世帯主または国保加入者で前年所得を申告していない方がいるため「低所得世帯の保険税の軽減」が適用されなくなった。（７ページ1参照）
○世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の前年所得の合計額が増えた等により「低所得世帯の保険税の軽減」の割合が変わった。（７ページ1参照）
○国保加入者が増えた。（均等割額が増えます。４ページ参照）
○国保加入者が40歳に到達した。（介護分が加算されます。４ページ、5ページ参照）
○「非自発的失業者の保険税の軽減」が終了した。（７ページ5参照）

質問３　会社を退職して今は所得が無いのに保険税がかかるのはなぜですか

回答３　保険税は前年所得に基づき税額が計算されます。所得が無くなったことが保険税に反映されるのは翌年度の保険税になります。なお「非自発的失業者の保険税の軽減」手続き（７ページ５参照）は国保年金課へ、「保険税納付のご相談」（５ページ参照）は収納課へお問い合わせください。

質問４　市県民税の申告で扶養控除が増えたのに保険税が安くなっていないのはどうしてですか

回答４　保険税では扶養控除や配偶者控除などは適用されないためです。（４ページ参照）

質問５　世帯主の私に納税通知書が送られてきました
私自身は会社の社保に入っているのになぜ私宛なのですか

回答５　保険税は国保加入者がいる世帯の世帯主にかかります。世帯主が社会保険などに加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいるときは世帯主が納税義務者になります。

質問６　納期限を過ぎた納付書は使えますか

回答６　市内金融機関・収納課・南郷事務所・各市民サービスセンターでは使用できます。
　ただし、コンビニ等では納付書の取扱期限までしか使用できませんので、取扱期限を変更した納付書が必要な場合は収納課へご相談ください。
【収納課：電話43-9172、43-9173、43-9174、43-9175】

こんなときは届出が必要です



届出に必要なものはこちらからご確認ください。

加入するとき	やめるとき	その他の届出
● 八戸市に転入してきた ● 職場の健康保険をやめた ● 職場の健康保険の被扶養者でなくなった ● 子どもが生まれた ● 生活保護を受けなくなった ● 外国籍の方が加入する	● 八戸市外へ転出する ● 職場の健康保険に加入した ● 職場の健康保険の被扶養者になった ● 被保険者が死亡した ● 生活保護を受けるようになった	● 住所、世帯主、氏名が変わった ● 世帯を分けた ● 世帯を一緒にした ● 修学のため転出する ● 資格情報のお知らせ等を紛失、汚損した

国保年金課（本館１階）の問合せ先

加入・脱退に関すること	８番窓口　（☎４３－９４８７）	FAX ：0178－44－9106 E-mail ：kokuho@city.hachinohe.aomori.jp
医療費・給付に関すること	９番窓口　（☎４３－９３１４）	
健診・ドックに関すること	９番窓口　（☎４３－９３７６）	
保険税に関すること	１０番窓口　（☎４３－９３８４）	

この印刷物は 59,000 部作成し、一部当たりの単価は 29.7 円です。